別記様式第九号比較貸借対照表中備考15を次のように改める。

15　会計方針の変更、表示方法の変更、会計上の見積りの変更又は修正再表示をした場合においては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条の３、第８条の３の２及び第８条の３の４から第８条の３の７までに規定する事項を注記すること。

別記様式第九号比較貸借対照表中備考16を削り、備考17を備考16とし、備考18から備考20までを１ずつ繰り上げる。

別記様式第十号中備考５を次のように改める。

５　財務諸表の作成に関し、会計方針の変更、表示方法の変更、会計上の見積りの変更又は修正再表示をした場合においては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条の３、第８条の３の２及び第８条の３の４から第８条の３の７までに規定する事項を別表ハの次に注記すること。

別記様式第十号別表㈡比較損益計算表中

「Ⅲ　特　別　利　益						
前期損益修正益	×××					を
」						
「Ⅲ　特　別　利　益						
」						に、
「Ⅳ　特　別　損　失						
前期損益修正損	×××					を
」						
「Ⅳ　特　別　損　失						
」						に

改める。

別記様式第十号別表㈡中備考７を備考８とし、備考６の次に次のように加える。

７　株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して備考６に掲げる額を算定したときは、その旨を記載すること。

別記様式第十号別表㈢中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同表中（記載上の注意）８．を（記載上の注意）９．とし、（記載上の注意）７．を（記載上の注意）８．とし、（記載上の注意）６．の次に次のように加える。

７．当期首残高については、遡及適用又は誤謬の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。

附　則

１　この命令は、公布の日から施行する。ただし、第二十条及び第二十三条の改正規定は、平成二十五年十月一日から施行する。

２　この命令による改正後の第五条第二項第四号及び第二十六条第二項の規定は、平成二十五年十月一日以後に開始する事業年度に係る書類から適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

３　この命令による改正後の第二十一条の二及び第二十二条の規定は、平成二十五年十月一日以後に開始する事業年度から適用し、同日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

４　この命令による改正後の別記様式第九号及び第十号は、平成二十五年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類から適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

復興庁令

○復興庁令第二号

復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十七条第五項の規定に基づき、復興庁組織規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

復興庁組織規則の一部を改正する庁令

復興庁組織規則（平成二十四年復興庁令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「それぞれ六人（福島復興局にあっては、十一人）」を「それぞれ六人」に改める。

附　則

この庁令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第四十一号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第九条第一項第一号ロ（同令第十九条第一項において準用する場合を含む。）及びニ（同令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日　総務大臣　新藤　義孝

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四号ト中「第二条第三項」の下に「（第四号を除く。）」を加え、同号リ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第十二条第三号中「第二十四条の二」を「第二十四条の二第一項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第四十三号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十五年厚生労働省令第四号）の施行に伴い、及び地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第十三条第五項の規定に基づき、地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日　総務大臣　新藤　義孝

地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する省令

地方独立行政法人法施行規則（平成十六年総務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○総務省令第四十四号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）を実施するため、電気通信事業法に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日　総務大臣　新藤　義孝

電気通信事業法に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令

電気通信事業法に規定する指定機関を指定する省令（平成十三年総務省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「社団法人電気通信事業者協会（昭和六十二年九月三日に社団法人電気通信事業者協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人電気通信事業者協会」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第二十七号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十六条第六項、第二十三条第六項及び第二十四条第二項並びに国税不服審判所組織令（昭和四十五年政令第五十号）第三条並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項及び第八十五条第二項の規定に基づき、並びに同法及び財務省組織令を実施するため、国税不服審判所組織規則及び財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

財務大臣　麻生　太郎